

令和8年

9月号

濱田会計事務所通信

令和8年9月1日発行 Vol.109

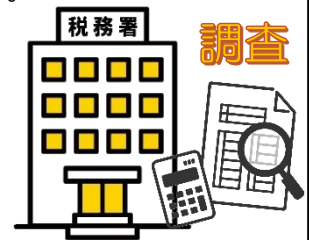
令和8年9月、国税庁の基幹システム「国税総合管理（KSK）システム」が、新しい「KSK2」へと刷新されます。

現在のKSKは、全国の国税局や税務署をネットワークで結び、申告・納税などの情報を一元的に管理するシステムです。新しいKSK2では「紙からデータへ」をコンセプトの一つとして、これまで税目ごとに分かれていたシステムを統合し、税務行政のさらなるデジタル化が進められます。

国税庁の公表資料では、KSK2に蓄積された決算実績や資料情報などを基に多角的な分析を行い、税務調査対象者の選定を支援することが示されています。

国税庁では既にAIを活用し、申告内容や過去の調査実績、資料情報などから「調査必要度の高い法人」を抽出する取組も進めています。

では、実際にどのような会社が税務調査の対象となり、税務調査はどのように実施されるのでしょうか。今回はその辺りをお話ししてみようと思います。



税務調査の対象となりやすい会社とは

法人税の実地調査件数を申告件数で単純に割ると、税務調査を受ける割合（接触率）は、近年では年間2%前後となっています。

但し、全ての会社が同じ確率で調査を受けるわけではありません。国税庁は、申告内容や過去の調査実績、資料情報などを分析し、調査の必要性が高い法人を選定しています。今後、KSK2への刷新により、こうしたデータを活用した調査対象者の選定はさらに進んでいくものと思われます。

ここからは、私自身のこれまでの経験を踏まえた個人的な見解ですが、次のような法人や個人事業主は税務調査の対象となりやすいと感じています。

・業種や事業規模に対して交際費が多い

同業種・同規模の事業者と比較して、特定の経費が突出している場合には、その内容を確認する必要性が高くなると考えられます。特に交際費については、事業との関連性や私的な支出が含まれていないかが問題となりやすい項目です。

・事務所などの不動産を建設した

不動産を建設した場合は取引金額が大きくなるため、資産として計上すべきものが適切に処理されているか、消費税の処理に誤りがないかなどがポイントになります。

また、その建設資金をどのように調達したのかという点も確認事項となり得ます。

・売上が増加しているのに利益が増加していない

売上が大きく増加しているにも関わらず利益が増加していない場合、その原因がどこにあるのかは確認すべきポイントとなります。もちろん、原材料費や人件費の上昇など合理的な理由もありますが、売上と利益の動きに不自然な点があれば、調査の必要性を判断する材料の一つになる可能性があります。

・ある程度の売上・利益があり、長期間税務調査を受けていない

申告内容に特に問題がなかったとしても、一定の事業規模があり、長期間にわたって税務調査を受けていない場合には、調査対象となることがあります。

「これまで一度も税務調査がなかったから今後も来ない」とは限りません。

このほか、第三者からの情報提供が調査の端緒となることもあります。国税庁では「課税・徴収漏れに関する情報の提供」という専用窓口を設け、一般の方から情報を受け付けています。

どのような情報提供がどの程度税務調査につながっているのかは公表されていませんが、元従業員など内部事情を知る人から寄せられる具体性のある情報は、調査の端緒となる可能性があります。

事業規模が小さい法人や赤字が継続している法人などは、調査対象となりにくいようです。

また、税理士が関与しているかどうか、一定の影響があるように感じます。



税務調査の一般的な流れ

通常、税務調査が実施される場合は次のような流れで進みます。

一般的には税務署から納税者または税理士に対して、調査を行う旨の事前通知があります。事前通知は法律で定められており、実地調査を行う旨、調査を開始する日時、調査を行う場所、調査の目的、調査対象となる税目、調査対象となる期間、調査対象となる帳簿書類等の項目、調査の相手方の氏名または名称・住所、調査官の氏名・所属部署、などです。日程は調査官、税理士、社長と相談の上、決定します。場所は原則として法人所在地ですが、別の場所を指定しても特に問題ありません。何故調査に来たのか気になるところですが、調査の目的を聞いても、必要だから程度の回答しか返ってきません。但し、事前通知が行われない場合もあります。現金商売で現金の保管状況を確認する必要がある場合や、事前に通知すると証拠の隠蔽や帳簿書類の改ざんなどが行われる恐れがある場合などです。

税務調査当日は、まず調査官が会社の事業内容や組織、取引の流れなどについて確認します。代表者や経理担当者に対して、次のような質問が行われることがあります。

- ・主な取引先はどこか ・売上はどのように計上しているか
- ・現金売上の管理方法はどうか ・仕入や外注費はどのように発生しているか
- ・従業員の勤務状況や給与計算はどうか ・役員や親族との取引はあるか
- ・会社の経費と個人的な支出をどのように区分しているか

その後、帳簿や請求書、領収書、預金通帳などを確認し、申告内容と実際の取引に相違がないかを調べます。

調査官は、帳簿の数字だけでなく、取引先との契約書、銀行口座の入出金、メールや社内資料などを確認することもあります。売上の計上漏れや架空経費、経費の私的利用、源泉所得税の処理などは、税務調査でよく確認される項目です。

税務調査は通常2日間行われます。

調査中に疑問点が見つかった場合、調査官から質問を受けたり、追加資料の提出を求められたりします。このとき、すぐに回答できない内容については、無理にその場で答える必要はありません。

事実関係を確認したうえで、後日回答することもできます。

会社での調査は通常2日間ですが、その後調査官が署内で検討したり銀行等へ裏取り調査をしたり、税理士と打ち合わせをしたりで調査着手から3か月程度かかる場合もあります。



調査の結果、申告内容を修正する必要がある場合には、納税者が修正申告書を提出します。修正申告を行うと、本来納めるべき税額との差額に加えて、延滞税や加算税が課される場合があります。

* お客様紹介 *

株式会社 OFFICE Car-DO 様

姫路市で2018年4月より自動車整備工場をされています。



会社のモットーは「スピーディ＆サポート」

車検・整備・点検・トラブルシューティングなど幅広く手掛けており確かな技術はもちろんのこと、親切で丁寧な対応が地域で評判となっています。

またコンピューター診断機を完備されており、人の手と診断機を併用することで見逃しをなくし短時間で作業に取り掛かることが出来るそうです。愛車のホームドクターとして長くお付き合いできる車屋さんをお探しの方にもおすすめの会社です。

またレストランもされていらっしゃるの、来月紹介いたします。

【事業】自動車部品の販売・分解・整備他・飲食店

【住所】兵庫県姫路市野里173番地の1

【電話】079-240-5703

【HP】<https://www.officecar-do.com/>



濱田会計事務所 HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : <http://hamadakaikai.jp>



無料
メールマガジン
登録はこちら

